

随意契約理由書

1 案件名称

高圧ガス製造設備定期自主検査（1）業務委託

2 契約の相手方

バウアーコンプレッサー株式会社

3 随意契約理由

高圧ガス製造設備は、高圧ガス保安法35条の2に基づき定期自主検査を行い、高圧ガス保安法に定める技術上の基準に適合させる必要がある。

当該設備は、ドイツのバウアーコンプレッソーレンGMBH（以下「製造会社」という。）製で同社独自の技術で製作されており、定期自主検査及び整備には製造会社独自の高度かつ専門的な知識と技術情報が必要である。

上記業者は製造会社から日本の総販売代理店としてアフターサービス業務の一切を移管された唯一の業者である。

よって、本業務は上記業者以外では履行することができないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6189）

随意契約理由書

1 案件名称

フライトシミュレーター訓練業務委託

2 契約の相手方

エアバス・ヘリコプターズ・ジャパン株式会社

3 随意契約理由

フライトシミュレーター訓練は、航空機が航行中に不測の事態に陥った場合の危機回避や、天候の急変等により航空機の姿勢維持が困難な状況（空間識失調）の対処方法に関し、操縦士に要求される操作や知識を体得させるものである。

実機による非常事態の模擬や、悪天下で計器による飛行訓練の実施は、航空機および乗員に対し通常運用時とは異なる負担を与えるだけでなく、機材故障や事故に発展する恐れもあることから、事態の模擬を完全に行うことが困難であるが、フライトシミュレーター（模擬飛行装置）（以下「装置」という。）を使用することにより精度の高い訓練を安全に実施することが可能である。また、当該装置は実際に航行する航空機の特性を十分に反映できるものでなくてはならず、指導においても適切な技量を有する教官の下に実施されなければならない。

上記訓練を実施できる装置と人員を有し、かつ当該訓練を事業として営み、併せて当航空隊で所有している航空機の種類で訓練を実施できるのは、国内において上記事業者のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

消防局警防部警防課（航空隊）（電話番号 072-992-4900）